

優良鉄筋溶接会社認定規定

平成 21 年 2 月 26 日 制定

平成 21 年 7 月 23 日 改正

平成 22 年 9 月 15 日 改正

平成 23 年 11 月 16 日 改正

第 1 章 総 則

1. 目 的

本規定は、公益社団法人日本鉄筋継手協会（以下、「協会」という）が、日本鉄筋継手協会優良会社認定制度規則（以下、「規則」という）に基づき、鉄筋の溶接継手の施工を事業とする会社（以下、「鉄筋溶接会社」という）について、溶接継手の施工体制、品質管理体制及び品質管理能力を審査・評価し、「優良鉄筋溶接会社」の認定を行い、広く公表し、溶接継手に関する品質管理及び信頼性の向上に寄与することを目的とする。

2. 適用範囲

本規定は、優良鉄筋溶接会社の新規認定及び更新認定に適用する。

3. 委員会

本規定は、優良鉄筋溶接会社認定委員会（以下「委員会」という）が所管し、委員会は、次の業務を担当する。

- (1) 認定に関する評価基準の作成、見直し及び公表
- (2) 認定に関する審査の実施
- (3) 審査結果のまとめ及び評価表の作成
- (4) 優良会社認定管理委員会（以下、「認定管理委員会」という）への評価表及び答申書の提出
- (5) 規定、実施細則及び実施要領の策定及び改正案の立案
- (6) その他、認定に必要と認められる業務

第 2 章 優良鉄筋溶接会社

4. 優良鉄筋溶接会社の要件

優良鉄筋溶接会社は、次の要件を満足しなければならない。

- (1) 協会の正会員であること。なお、会員外であっても申請と同時に入会手続きを行う場合は、この限りではない。
- (2) 事業の目的が、鉄筋の溶接継手の施工を主な業務としている会社であること。
- (3) 認定に関する評価基準を満足していること。

5. 認定の範囲

優良鉄筋溶接会社の認定の範囲は、優良鉄筋溶接会社の品質管理体制に包括される事業所とする。但し、委員会の評価結果により、品質管理体制の包括範囲外であると判断された事業所は含まない。

6. 認定の有効期間

認定の有効期間は、3年間とし、認定日より3年後の12月末日とする。

7. 履行義務

優良鉄筋溶接会社は、次の履行義務を遵守しなければならない。

- (1) 認定時の溶接施工体制及び品質管理体制を維持し、認定された溶接継手施工要領書及び溶接作業手順書に従って適正に溶接継手の施工を行うこと。
- (2) 認定の要件に関わる変更が生じた場合は、書面にて速やかに協会へ届け出ること。

第3章 評価項目及び評価基準

8. 評価項目

優良鉄筋溶接会社の認定に関する評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 溶接継手の施工体制
- (2) 溶接継手の品質管理体制
- (3) 溶接継手の品質管理能力（信頼度等の面接評価含む）

9. 評価基準

優良鉄筋溶接会社の認定に関する各評価項目の評価基準は、実施細則に定める。

第4章 認定申請

10. 申請手続き

- (1) 新規又は更新の認定を申請する鉄筋溶接会社（以下、「申請会社」という）は、別に定める認定申請書及び申請に必要な提出書類等（以下、「書類等」という）を過不足無く準備し、協会へ申請しなければならない。
- (2) 申請会社は、申請と同時に、別に定める申請料及び審査料を納付しなければならない。
- (3) 書類等に不備が確認された場合は、申請会社へ差し戻し、申請手続きを中止する。

11. 申請期間

申請は、原則として毎年1回とし、その期間は委員会が定める。

12. 申請に必要な提出書類等

認定の申請に必要な提出書類等は、実施細則に定める。

第5章 認定審査及び評価

13. 審査

- (1) 新規認定、更新認定における審査は、書類審査及び現地審査とする。
- (2) 委員会は、申請会社ごとに担当する審査員を決定し、審査員は、担当する申請会社について審査し、審査結果をまとめる。

14. 審査時の是正

審査員は、審査により是正が必要と判断した場合は、申請会社に対して速やかに是正内容を通知し、申請会社は、その通知を受け取った日より2週間以内に、その是正結果を所定の様式により提出しなければならない。なお、審査時の是正は、1回を限度とする。

15. 評価

委員会は、審査結果に基づいて、本規定に定める「8. 評価項目」について評価し、評価表を作成する。

第6章 認定

16. 認定の決定

- (1) 委員会は、評価表に基づいて、認定の可否に関する答申書を作成し、認定管理委員会へ答申する。
- (2) 認定管理委員会は、認定の可否を決定し、決定した認定内容を理事会へ報告し、承認を得る。

17. 認定等の通知

協会は、理事会の承認後、速やかに認定の可否を申請会社へ通知する。

18. 認定書の発行

協会は、認定が承認された申請会社に、次の事項を記述した優良鉄筋溶接会社認定書(以下、「認定書」という)を発行する。

- (1) 認定書の名称：優良鉄筋溶接会社認定書
- (2) 法人名称：認定された法人又は事業所名称を記載する。
- (3) 所在地：認定された法人又は事業所の所在地を記載する。
- (4) 認定番号：JRJI-優溶-登録番号
- (5) 有効期間：元号にて表記する。
- (6) 評価項目：優良鉄筋溶接会社の認定に関する評価項目
- (7) 特記：認定に必要な事項

第7章 認定の失効等

19. 認定の一時停止

認定期間中に本規定に定める「4. 優良鉄筋溶接会社の要件」が満足できない状況となった場合、委員会が審査しその事実を確認した後、認定管理委員会に報告し、認定管理委員会は、当該優良鉄筋溶接会社が保有する認定の一時停止期間を定め、当該認定を一時停止する旨を通知し、是正を求めると共に、協会ホームページ等にて公表する。

20. 認定の取消し

次の事項に該当する場合は、委員会が審査しその事実を確認した後、認定管理委員会に報告し認定管理委員会は認定書に記載されている有効期間に係わらず優良鉄筋溶接会社の認定を取り消し、当該会社に対してその旨を通知すると共に、協会ホームページ等に公表する。

- (1) 虚偽又は不正があった場合
- (2) 本規定に定める「7. 履行義務」が遵守されなかった場合
- (3) 一時停止期間に是正が完了しなかった場合
- (4) 協会の名誉を著しく傷つける事由が発生した場合
- (5) その他、関連法令等に違反した場合

21. 認定書の失効

- (1) 認定の一時停止となった場合、一時停止期間中は認定を失効とする。
- (2) 認定の取消しとなった場合は、認定の有効期間に係わらず認定を失効とする。
- (3) (2) 項により失効となった場合は、認定管理委員会が決定し理事会が承認した期間において、認定申請を受理しない。

22. 認定書の返納

認定の一時停止又は認定の取消しを受けた場合は、10日以内に保有する認定書を協会へ返納しなければならない。

第8章 その他

23. 異議申立て

本規定に則り行われた事項について異議がある場合は、その通知等を受取った日より20日以内に限り、協会に対して書面をもって異議申立てを行うことができる。ただし、当該案件についての異議申立ては1回を限度とする。

24. 料金等

申請料、審査料及び認定料は、別に定める日本鉄筋継手協会料金表によることとし、その納付方法は、次のとおりとする。

- (1) 申請料及び審査料は、申請時点で納付する。

- (2) 認定料は、認定の通知が届いた時点で納付する。
- (3) 納付された料金等は、認定に至らなかった場合でも返却しない。
- (4) 追加の審査が必要と判断された場合に係わる費用は、申請会社の負担とする。

25. 規定の改正又は廃止

本規定の改正又は廃止は、委員会が発議し、認定管理委員会の審議を経て、理事会の議決による。

附 則

1. 本規定は、平成 23 年 11 月 16 日に改正し、同日より施行する。

<以下、空白>